

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に規定する書面)

2021年11月30日

ベルグアース株式会社
伊予農産株式会社

2021年11月30日

株式交換に係る事後開示事項

愛媛県宇和島市津島町北灘甲88番地1
ベルグアース株式会社
代表取締役社長 山口 一彦

愛媛県松山市鴨川1丁目8-5
伊予農産株式会社
代表取締役社長 山内 栄

ベルグアース株式会社（以下「ベルグアース」といいます。）及び伊予農産株式会社（以下「伊予農産」といいます。）は、2021年10月18日付で締結した株式交換契約に基づき、2021年11月30日を効力発生日として、ベルグアースを株式交換完全親会社、伊予農産を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本件株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条の規定に従って、以下の事項を開示いたします。

1 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年11月30日

2 株式交換完全子会社における法定手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 株式交換をやめることの請求（会社法第784条の2）に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従い、株式交換完全子会社に対して本件株式交換をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）に係る手続の経過

株式交換完全子会社である伊予農産は、会社法第785条第3項の規定に従い、2021年10月29日付で伊予農産の株主に対し本件株式交換をする旨並びに本件株式交換完全親会社の商号及び住所の通知を行いました。同条第1項の規定に基づき株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）に係る手続の経過

該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第789条）の手続の経過

該当事項はありません。

- 3 株式交換完全親会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第190条第3号）
 - (1) 株式交換をやめることの請求（会社法第796条の2）の手続の経過
株式交換完全親会社であるベルグアースは、会社法第796条第2項の規定により、会社法第795条第1項に規定する株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行ったため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求（会社法第797条）の手続の経過
該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議申述（会社法第799条）の手続の経過
該当事項はありません。

- 4 本件株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）
本件株式交換によりベルグアースに移転した伊予農産の株式の数は、普通株式3,000株です。

- 5 その他本件株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）
 - (1) 簡易株式交換手続きの利用
株式交換完全親会社であるベルグアースは、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会による承認を受けずに本件株式交換を行いました。
なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本件株式交換に反対する旨を通知したベルグアースの株主はおりませんでした。
 - (2) ベルグアースの資本金及び準備金
本件株式交換により増加したベルグアースの資本金及び準備金の額は、それぞれ次の通りです。
 - ① 資本金の額：220,630,500円
 - ② 資本準備金の額：220,630,500円
 - ③ 利益準備金の額：0円
 - (3) 本件株式交換に際して交付された株式数及びその割当て
ベルグアースは、本件株式交換に際して、本件株式交換によりベルグアースが伊予農産の発行済株式（但し、ベルグアースが保有する伊予農産の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時の伊予農産の株主（但し、ベルグアースを除きます。）の有する普通株式1株につき、ベルグアースの普通株式59株の割合をもって割当て交付いたしました。
なお、ベルグアースが割当て交付した普通株式の合計は177,000株です。

(4) 伊予農産の株主総会による本件株式交換の承認

伊予農産は、会社法第783条第1項の規定により、2021年11月12日付の株主総会の決議によって、本件株式交換の承認を得ております。

以 上